

2. 出願資格

1) 出願資格（博士課程前期課程）

以下のいずれかの要件を満たす者。

1. 大学を卒業した者、および 2026 年 3 月末までに卒業見込みの者。（学校教育法第 102 条）（注 2）
2. 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者、および 2026 年 3 月末までに授与される見込みの者。（学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 1 号）
3. 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者、および 2026 年 3 月末までに修了見込みの者。（学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 2 号）
4. 外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本国内において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者、および 2026 年 3 月末までに修了見込みの者。（学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 3 号）
5. 日本国内において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者、および 2026 年 3 月末までに修了見込みの者。（学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 4 号）
6. 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府または関係機関の認証を受けた者による評価を受けたものまたはこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が 3 年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本国内において履修することにより当該課程を修了することおよび当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者、および 2026 年 3 月末までに授与される見込みの者。（学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 4 号の 2）（注 3）
7. 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者、および 2026 年 3 月末までに修了見込みの者。（学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 5 号）
（注 4）
8. 旧制学校等を修了した者。（昭和 28 年文部省告示第 5 号第 1 号～第 4 号）
9. 防衛大学校、海上保安大学校、気象大学校など、各省大学校を修了した者、および 2026 年 3 月末までに修了見込みの者。（昭和 28 年文部省告示第 5 号第 5 号～第 12 号）
10. 本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、2026 年 4 月 1 日までに満 22 歳に達するもの。（学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 8 号）

（注 1）出願資格の 1. から 10. は、以下、出願資格「第 1 項」から「第 10 項」と表記します。

（注 2）出願資格「第 1 項」に定める「大学」とは、学校教育法に基づく日本の大学のことです。

（注 3）出願資格「第 6 項」には、4 年制大学を卒業した者（卒業見込みの者）は該当しません。対象となるのは、3 年制大学を卒業した者（卒業見込みの者）で、かつ、学士の学位に相当する学位を授与された者（授与される見込みの者）です。出願資格「第 6 項」によって出願しようとする者は、学位取得証明書を提出してください。

なお、中国の 3 年制大学を卒業した者（卒業見込みの者）は、「第 6 項」では出願できません。

出願に先立って「第 10 項」による出願資格審査（4 頁）を受ける必要があります。

（注 4）出願資格「第 7 項」の詳細は文部科学省公式サイト内「文部科学大臣指定専修学校専門課程一覧」を参照してください。

（注 5）出願資格「第 10 項」によって出願しようとする者は、出願に先立って出願資格審査（4 頁）を受ける必要があります。

（注 6）中国の教育機関が最終学校で以下に該当する者は、出願に先立って「第 10 項」による出願資格審査（4 頁）を受ける必要があります。① 3 年制大学を卒業した者（注 3 を参照）、② 高等教育自学考试等により大学を卒業した者、③ 成人高等教育等により大学を卒業した者。

＜＜注意＞＞

上記の出願資格「第 1 項から第 7 項および第 9 項」において「見込み」で受験して合格し、出願資格に必要な要件を 2026 年 3 月末までに満たせない場合は、入学が許可されないこととなりますので、注意してください。

2) 一般入学試験受験資格

博士課程前期課程の出願資格要件を満たす者。

3) 社会人入学試験受験資格

博士課程前期課程の出願資格要件を満たし、かつ、次の条件を全て満たす者。

1. 入学時に 2 年以上の社会経験を有する者。
2. 民間企業や行政機関、公益法人等において実務経験があり、人工知能の社会実装に強い関心を持つ者。

4) 出願資格審査

【出願資格に関する注意事項】

出願資格「第 10 項」によって出願しようとする者は、出願に先立って出願資格審査を受けてください。審査の手順等については、2025 年 6 月 25 日（水）までに独立研究科事務室人工知能科学研究科担当（E-mail ai-ad@rikkyo.ac.jp TEL 03-3985-3251）へ問い合わせてください。

なお、出願資格審査の提出書類には、「成績・単位証明書」「卒業（見込）証明書」が含まれています。外国の大学の場合、証明書の発行に時間を要するケースがあるので、早めに取り寄せることをお勧めします。

出願資格審査の受付期間は 2025 年 7 月 8 日（火）～7 月 10 日（木）です。